

新型コロナウイルス感染症 こんな時どうする?? 対応フロー

※下記のフローにおける『手引き』とは、新型コロナウイルス対策の手引きをさします。

利用者や職員の家族や近い人などで、感染者もしくは濃厚接触者が発生するなど、新型コロナウイルス感染症の感染を身近に感じる事案が発生した。

※ただし、利用者や職員の感染や濃厚接触者など明確な情報は入手できていない状態。

感染予防を徹底しながら、サービスを継続
 訪問系手引き P16 を参照
 入所系・通所系手引き P19 を参照
 入所系・通所系手引き P18~19 を参照
 正確な情報の収集を行う

利用者又は職員に、濃厚接触者が発生したことを確認。

利用者又は職員に、感染者（PCR 検査陽性）が発生したことを確認。

- ① 第1報を速やかに監査指導部へ報告する。
- ② 濃厚接触者は保健所の指示に従い PCR 検査（行政検査）を受診する。

濃厚接触者となった職員	濃厚接触者となった利用者
自宅待機	【通所系サービス】 自宅待機。必要に応じて、訪問系サービスを調整 【訪問系サービス】 十分な感染症対策を行い、サービス提供を継続。（訪問系手引き P16 参照） 【入所系サービス】 十分な感染症対策を行い、サービス提供を継続。（入所系・通所系手引き P18~P19 参照）

- ③ 自主休業を行う場合は、利用者への必要な支援が確保できるよう調整を行うとともに、障害者支援課へ報告をあげること。

- ① 第1報を速やかに監査指導部へ報告し、『新型コロナウイルス感染症発症時対応フロー』に基づき対応する。
- ② 個人情報の漏洩には十分に注意しながら、利用者の並行利用事業所や関係機関と情報を共有する。
- ③ 他の利用者への報告の際は個人が特定されないよう十分に配慮する。

PCR検査の結果

陽性

陰性

【通所系サービスの利用】
 健康観察期間中のサービス利用は停止。必要に応じて、訪問系サービスの調整を行う。
【訪問系・入所系のサービスの利用】
 十分な感染症対策を行い、サービス提供を継続。

新型コロナウイルス感染症発生時対応フロー

保健所	事業所	監査指導部	障害者支援課
<p>感染判明</p>	<p>① 感染判明</p> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・ゾーニング、感染拡大予防対策 ・施設内消毒 ・利用者、職員等の健康観察 ・事業継続のための運営体制確保の検討 ・関係者への連絡・報告 など 		
	<p>② 感染発生情報報告</p> <p>◎できるだけ速やかに、電話又はFAX等により報告する。 「感染症発生状況連絡票」を活用(※1)</p>	<p>(第1報)受信</p>	<p>(第1報)受信</p>
<p>疫学調査実施</p> <p>感染対策についての指導・助言</p>	<p>③ 保健所調査協力</p>		
	<p>必要に応じて障害者支援課に報告</p> <p>(入所・通所・訪問系共通)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①感染状況(感染者人数、検査対象者、検査日程等) ②利用者状況(サービス提供状況、感染者との接触状況、家族への連絡状況等) ③(通所の場合)他事業所との併行利用状況 ④保健所からの指示内容 ⑤職員体制について ⑥事業継続・休業予定(期間) ⑦連絡先、対応窓口(職員) ⑧衛生用品等の支援が必要な場合、送付先 など <p>※入所系施設で感染者が発生した場合は、入所者、職員全員PCR検査実施</p> <p><クラスター発生時> ※原則として記者発表</p> <p>(通所・訪問系)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業継続・休業予定等について報告 ②利用者等への連絡 ③他事業所との併行利用者がある場合、他事業所への連絡(利用者へのサービス提供等についての調整含む) <p>(入所系)</p> <p>事業継続のための職員体制確保(法人内) 法人内での職員体制確保ができない場合、応援依頼の検討 →応援依頼する場合、人数、期間、応援職員の業務内容等を検討</p> <p>応援職員派遣について相談・依頼</p> <p>事業継続</p>		<p>必要に応じて事業所に</p> <p>保健所による検査対象以外の職員については、人数、検査日程等の調整。</p> <p>状況把握 必要に応じて、助言、指示</p> <p>施設連盟に応援職員派遣につき調整依頼。</p> <p>施設連盟より応援職員派遣</p>
	<p>④ 事態終息の報告</p>		

(※1) 「感染症発生状況連絡票」入手方法と報告方法

①神戸市役所ホームページで、「感染症 神戸モデル」を検索

URL:https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/kobe_model.html

②「神戸モデルー早期探知地域連携システム」をクリック

③「感染症（インフルエンザ含む）・食中毒疑い発生状況連絡症」（青字リンク エクセルデータ）をダウンロード

④書き方見本を参考に、発生状況連絡票を記入して、監査指導部にFAX送信。

○ 具体的な対応については、「新型コロナウイルス対策の手引き<障害者（児）施設（入所系・通所系）>
<訪問系>」（改訂版）（神戸市障害者支援課）を参照。

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-shogaijigyoyou_shinkorona.html

○ 厚生労働省の「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」、「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について」も参照。

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○ 感染者対応、濃厚接触者対応等により、事業継続にあたり新たにかかった費用については、「障害福祉サービス事業所におけるサービス継続支援事業」（神戸市窓口）の活用が可能。

○ 兵庫県の「介護職員派遣等協カスキーム」に基づき、神戸市からの依頼を受けて応援職員を派遣した事業所に対しては、「新型コロナウイルス感染症対応における介護職員等確保支援に関する補助金」（神戸市）の申請が可能。

障害者支援課：

（施設入所、グループホーム、短期入所）TEL:322-6352 FAX:322-6066

（就労系サービス、生活介護）TEL:322-5231 FAX:322-6066

（訪問系サービス）TEL:322-5230 FAX:322-6065

（児童関係）TEL:322-6332 FAX:322-6065

監査指導部：

TEL:322-5232 FAX:322-6045

（年末年始（12/29～1/3）、土日祝の9時～17時の

コロナ発生報告専用電話番号） TEL:080-7490-5769